

#### 4 業務内容

##### (1) 予定台数

ア 360 台

イ 4 台（3 時間延長分）

##### (2) 作業日・作業時間

ア 月曜日から金曜日（祝日、振替休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日及び市の承認を得て受託者が臨時に定める日を除く。）の午前 10 時から午後 5 時まで。

イ 年に 2 回、作業時間を 3 時間延長し、午後 8 時までとする。作業日については別途受託者に連絡する。

ウ なお、必要に応じて業務内容の追加、変更、中止をする場合がある。その場合は、作業日前日の午後 5 時までに受託者に連絡する。

##### (3) 配置人員等

配置人員は、トラック 1 台につき 2 人以上（運転手 1 人、作業従事者 1 人以上）の配置とする。トラックは 1 日当たり 2 台の配置とし、自転車を 20 台前後積載可能な 2 トントラック（リフト付き）とし、市が提示した放置指導計画書等によるものとする。

##### (4) 作業方法

ア 市が提示した放置指導計画書等により、上記記載の配置人員で市の放置自転車等指導員に同行し、指定された自転車、原動機付自転車及び 125cc 以下の普通自動二輪車（以下「自転車等」という。）を所定の自転車等保管所に速やかに移動すること。

また、自転車等保管所で保管している自転車を市が指定する場所に移動すること。

イ 自転車等の移動の際、自転車等を破損することのないよう毛布等の緩衝材で保護すると共に、周辺の人や物には十分注意し、事故のないよう実施すること。

- ウ　トラック 1 台分の積載が完了する毎に、積載自転車等と放置自転車等指導員が記入した「放置自転車等移動調書」（以下「移動調書」という。）の台数との照合及び確認すること。
- エ　各保管所への移動が完了する毎に、保管所職員に運搬自転車等の台数、移動調書等の確認を受けること。保管所職員が確認を完了するまで待機すること。
  
- オ　天候の変化等現場の状況及びその他の事由によって移動計画に基づく作業が実施不能となった場合は、放置自転車等指導員の指示により移動業務を中止し、市の指示した作業（保管所内の自転車等の整理）を実施すること。
  
- カ　受託者は、当月の作業が完了したときは、速やかに完了届を市に提出すること。

## 5 特記事項

### (1) 移動作業員等の服務

- ア　受託者は、業務実施に当って、次のことに留意するとともに、従事者のうち責任者を 1 人配置し、指導監督に当たらせること。契約日までに、当該業務を実施する従事者の全員名簿（班区分、会社名、運転員氏名、作業員氏名、携帯番号、勤務体制等）及び作業業務連絡網を市に提出すること。
  
- イ　周辺の人や物には十分注意し、事故のないようにすること。
  
- ウ　業務に当たっては、火災、盗難、その他の事故等の発生防止に十分留意すること。
  
- エ　作業は迅速に実施し、通行人へ迷惑を及ぼすことのないよう注意すること。
  
- オ　従事者は作業中、受託業者の使用者であることが確認できる腕章を常に着用すること。なお、トラックにも放置自転車等移動業

務を行なっていることが確認できるようにすること。

カ 従事者は、作業中知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

## (2) 損害賠償

業務中に自転車等、建物及びその付帯設備並びに第三者に損害を与えたときは、速やかに市に連絡するとともに、その損害は受託者が賠償する。

また、当該賠償に備え損害賠償保険に加入すること。

## (3) 負担区分

作業に用いる機械器具、消耗品、通信費等及びガソリン代等の費用はすべて受託者の負担とする。

## (4) マニュアルの整備について

受託者は、業務が円滑に行われるよう作業手順マニュアルを整備すること。

## (5) その他

ア 市は、従事者が業務遂行上不適格者と認められるときは、その理由を明示し受託者にその者の交替を求めることができる。

受託者は、速やかにこれに応じるものとする。

イ 年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から5月31日まで、同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに市へ通知すること。